

資料提供(投げ込み) 令和2年5月28日(木)	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 学校教育課 (電話059-229-3391)	教育委員会事務局 幼児教育課程担当副参事 瀬古口 あゆみ
健康福祉部 子育て推進課 (電話059-229-3167)	健康福祉部 子育て推進課長 水野 浩哉

津市立幼稚園及び津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）の夏季休業期間中の保育日の確保等について

津市立幼稚園及び津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）において、新型コロナウイルス感染症対策として4月から5月に実施した臨時休業に伴う保育日の補充について、各学年の教育課程に係る教育週数39週を確保するため、夏季休業期間中に保育を実施します。

記

1 保育日の補充

令和2年7月21日（火）から同月31日（金）までの7日間

2 変更後の夏季休業日

令和2年8月1日（土）から同月31日（月）まで

3 その他

子育て世帯家計支援事業による給食費の無償化に伴い、給食を実施している津市立幼稚園の給食費の取扱いについては、令和2年4月徴収分を同年10月前半分に充当し、同年10月後半分から給食費を徴収します。

なお、給食を実施していない幼稚園に在籍する園児の保護者には、給食費相当額の支援金を交付します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
徴収済 (一部支払)	未徴収 (給食なし)	無償	無償	夏季休業	無償	4月分充当 (不足分徴収)	徴収